

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年12月14日
【会社名】	トレックス・セミコンダクター株式会社
【英訳名】	TOREX SEMICONDUCTOR LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 芝宮 孝司
【本店の所在の場所】	東京都中央区新川一丁目24番1号
【電話番号】	03-6222-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部 本部長 日笠 基
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新川一丁目24番1号
【電話番号】	03-6222-2852
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 管理本部 本部長 日笠 基
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成30年12月14日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、フェニテックセミコンダクター株式会社（以下「フェニテック」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 本株式交換の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	フェニテックセミコンダクター株式会社
本店の所在地	岡山県井原市木之子町150番地
代表者の氏名	代表取締役 谷 英昭
資本金の額	1,600百万円
純資産の額	13,011百万円（平成30年9月30日現在）
総資産の額	20,741百万円（平成30年9月30日現在）
事業の内容	半導体素子、半導体製品製造

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

（単位：百万円）

事業年度	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期
売上高	13,746	12,850	15,364
営業利益	921	647	1,540
経常利益	807	539	1,491
当期純利益	904	2,134	1,040

③ 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

（平成30年9月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（％）
トレックス・セミコンダクター株式会社	69.61
株式会社大江屋	4.41
伊中 正佳	3.65
谷 英昭	3.65
林 三喜雄	3.04
田口 博光	3.04

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係：当社は、フェニテックの株式8,116株（発行済株式総数の69.61％）を保有しております。

人的関係：当社の取締役1名および従業員1名が、フェニテックの取締役に就任しております。

取引関係：当社は、フェニテックから、ウエハ（半製品）等を仕入れております。

(2) 本株式交換の目的

当社グループの意思決定のさらなる迅速化、経営資源の最適化を図り、効率的かつ機動的な経営体制を確立することを目的として、フェニテックを完全子会社とすることいたしました。

(3) 本株式交換の方法、本株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

① 本株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、フェニテックを株式交換完全子会社とする株式交換となります。なお、本株式交換は、当社については会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続きにより当社の株主総会の承認を得ることなく行う予定です。フェニテックについては、平成31年1月11日に開催予定の臨時株主総会にて承認を得たうえで行う予定です。

② 本株式交換に係る割当ての内容

	当社（株式交換完全親会社）	フェニテック （株式交換完全子会社）
株式交換に係る 割当比率	1	185

株式割当比率

フェニテック株式1株に対して、当社株式185株を割当て交付します。ただし、当社が保有するフェニテック株式8,116株については、本株式交換による割当ては行いません。

本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換に際して、当社の株式655,640株を、当社がフェニテックの発行済株式の全部（ただし、当社が保有するフェニテックの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のフェニテックの株主（ただし、当社を除きます。）に対して、割当て交付する予定です。本株式交換により交付する株式については、保有する自己株式190,640株及び新たに発行する普通株式465,000株（合計655,640株）を割当交付する予定です。なお、フェニテックは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前の時点において保有している自己株式（本株式交換に際して会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってフェニテックが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時の直前の時点（ただし、当該買取りがあった場合には、当該買取りの効力が生じた後の時点とします。）をもって消却する予定であり、フェニテックが基準時の直前の時点までに保有することとなる自己株式数等により、当社の交付する株式数は今後修正される可能性があります。

単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満の株式)を保有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度をご利用いただくことができます。

○ 単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却)：会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、保有されている単元未満株式の買取りを請求することができます。

③ その他の株式交換契約の内容

当社がフェニテックセミコンダクターとの間で平成30年12月14日に締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

株式交換契約書（写）

トレックス・セミコンダクター株式会社（本店：東京都中央区新川一丁目24番1号、以下「甲」という。）及びフェニテックセミコンダクター株式会社（本店：岡山県井原市木之子町150番地、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（ただし、甲が所有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第2条 （株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

甲は、本株式交換に際して発行する普通株式465,000株とその保有する自己の普通株式190,640株の合計655,640株を、甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、乙の株式に代わる金銭等として、その保有する乙の普通株式1につき、甲の普通株式185株の割合をもって割当交付する。

第3条 （甲の資本金及び準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従って甲が別途適当と認める金額とする。

第4条 （効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成31年2月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の書面による合意によりこれを変更することができる。

第5条 （本株式交換にかかる承認手續）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定に従い、本契約について株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法796条第3項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、本効力発生日の前日までに臨時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。
2. 乙は、平成31年1月11日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認及びその他本株式交換に必要な事項に関する決議を求める。ただし、上記開催日は、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、両者の書面による合意によりこれを変更することができる。

第6条 （会社財産の管理等）

1. 乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務執行並びに財産の管理及び運営を行う。
2. 甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間、剰余金の配当を行わない。

第7条 （乙による自己株式の消却）

乙は、本効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（会社法第785条の規定に基づく乙の株主による株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を、基準時において消却する。

第8条 （本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 本契約第5条第1項ただし書に定める甲の臨時株主総会が必要になった場合で、かつ、当該株主総会において、本効力発生日の前日までに本契約の承認又はその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (2) 本契約第5条第2項に定める乙の臨時株主総会において、本効力発生日の前日までに本契約の承認又はその他本株式交換に必要な事項に関する決議が得られなかった場合
- (3) 本契約第9条の規定に従い本契約が解除された場合
- (4) 本効力発生日の前日までに本株式交換について必要な監督官庁の承認が得られなかった場合

第9条 （本契約の変更及び解除等）

1. 本契約締結後から本効力発生日までの間に、乙[杉1]の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、甲乙協議の上、両者の合意により本株式交換の条件を変更し又は本契約を解除することができる。
2. 乙[杉2]は、本契約締結後から本効力発生日までの間に、自己の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合又はかかる変動が生じる具体的なおそれが生じた場合には、速やかに相手方当事者に対して書面で通知する。

第10条 （協議事項）

本契約に規定のない事項、又は条項の解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が誠実に協議の上、これを解決する。

第11条 （合意管轄）

本契約に関連して甲乙間に生じる一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

[以下余白]

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年12月14日

甲： 東京都中央区新川一丁目24番1号
トレックス・セミコンダクター株式会社
代表取締役社長 芝宮 孝司

乙： 岡山県井原市木之子町150番地
フェニテックセミコンダクター株式会社
代表取締役社長 谷 英昭

(4) 本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

株式交換比率の算定にあたっては、その公平性・妥当性を担保するため独立した第三者算定機関である株式会社SPマネジメントに、その根拠となる株式評価を依頼いたしました。

当社は上場会社であるため、当社の株式価値については、市場株価方式（直近から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の終値の単純平均値）により算定いたしました。

採用方法	算定結果（円）
市場株価方式	1,483 ～ 1,514

他方、フェニテックは非上場会社であるため、フェニテックの株式価値については、ディスカウント・キャッシュフロー（以下「DCF」といいます）方式による評価結果を総合的に勘案し算定いたしました。

採用方法	算定結果（円）
DCF法	262,115 ～ 348,106

当社及びフェニテックは、当該評価結果に基づいて株式交換に係る割当比率の範囲を算定し、慎重に交渉・協議し、上記の株式交換比率とすることを決定いたしました。

	当社	フェニテック
株式交換に係る割当比率	1	174 ～ 234

なお、株式交換比率の算定の前提として、当社及びフェニテックが大幅な増減益になることや、資産及び負債の金額が直近の財務諸表に比して大きく異なること等は想定しておりません。

(5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	トレックス・セミコンダクター株式会社
本店の所在地	東京都中央区新川一丁目24番1号
代表者の氏名	代表取締役 社長執行役員 芝宮 孝司
資本金の額	2,967百万円
純資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。
	（単体）現時点では確定しておりません。
総資産の額	（連結）現時点では確定しておりません。
	（単体）現時点では確定しておりません。
事業の内容	半導体デバイスの製造・販売等

以 上